

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 取引先の皆様と生産情報を共有し、相互の企業の成長を目指します。（a. 企業間の連携）
- 必要に応じて取引先に技術情報・設備の提供を行い、協力関係を構築します。
（a. 企業間の連携）
- 最適な設備とプロセスの活用によるエネルギーロスの削減や、夜間無人操業の推進によるエネルギー負荷の平準化など、SDGsに配慮した経営を行っています。（d. グリーン化の取組）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金の現金での支払い率100%の達成を目標としており、2022年度は200万円までの支払いを現金で行いました。23年度は300万円まで、24年度は400万円までと、段階的に現金支払いの上限額の引き上げを進めており、25年度以降は全ての支払いを現金及び電子記録債権で行うことを計画しています。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

『今も、これからも、もっと先を目指して』の企業理念のもと、常に新しいことへのチャレンジ精神を大切にしています。取引先とは上記の連携に加え、共にチャレンジし、成長できる関係を構築し、企業価値の向上を目指します。

2023年7月18日

株式会社プロテック

代表取締役社長 木村 義春